

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年1月20日（水）10:28～11:05
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
- 伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官
- 渡辺 安宣 農林水産省経営局就農・女性課長
- 北川 愛二郎 農林水産省経営局就農・女性課経営専門官
- 久知良 俊二 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農業における外国人労働者の受入れについて
- 3 閉会

○塩見参事官 それでは、次のこまに進ませていただきます。

昨年12月24日のワーキングにおきまして、大潟村から御提案がございました、農業の分野における外国人労働者の受け入れにつきまして、一度、御議論をいただきました。その際に、農業分野が真に必要な分野であるかどうかということについて、改めて整理の上、議論を継続することになっていたところでございます。

本日は、法務省さん、厚労省さん、そして、農林水産省さんから資料を御用意いただいて、改めて御議論いただきたいと思っております。

それでは、座長、よろしくお願ひ申し上げます。

○八田座長 早朝からお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、御説明をお願いしたいのですが、最初は農水省さんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○渡辺課長 おはようございます。ことしもどうぞよろしくお願ひいたします。

我々のほうで用意したのは、一番後ろの別紙ということで用意をさせていただきました。

前回のワーキンググループのヒアリングの際、本間先生を初め、何名かの先生からも、農業は、単純労働ではなくて、専門的な知識なり判断力を要求されるという意味では、専門性の高いものであるというお話もあったかと思ひます。

それにつきまして、1のところでは整理をさせていただきました。

農作業というのも、先生方も御案内のとおり、かなりいろいろとございまして、例えば、①の農業機械等の適切な使用ということもあります。農業機械もいろいろな種類がありますけれども、私も農村派遣研修などで実際に農家の方に収穫機に乗せてもらったりすると、私などが乗ると、後ろから農家の方が刈り残しを刈って、上下動とか、真っすぐに行くかとか、結構いろいろと難しいなということはおもちょっと経験をしたことがありますが、例えば、そんなことで農業機械等の適切な使用ということもありますし、農作業の肥培管理というのは、施肥とか、水やりとか、土寄せとか、害虫駆除とか、いろいろと総合的に管理しなければいけなくて、それぞれに必要な作業のテクニックなり、そういったものが求められることもあるのかなと思ひます。

家畜の飼養管理も、まさしく搾乳ですとか、餌やりとか、飼料づくりとか、いろいろと範囲はあろうかと思ひますが、動物の健康あるいは安全管理をしっかりと常に留意してやる作業になるかと思ひます。

これ以外にもいろいろとあろうかと存じますが、代表なものを幾つかここで紹介させていただいて、専門知識が必要となる業務であるのではないかとございまして。

2番で、外国人の農業支援人材を受け入れる側ということで、例えば、以下のような要件を満たす方とすることが必要ではないかということで、これは外国人の家事支援人材の受け入れスキームなども参考にする必要もあるのかなということで、3つ書いています。

1つ目は、農作業に従事した実務経験が相当期間あることとございまして。

2つ目については、農作業を適切に行うために必要な知識なり技能を有する者であることと、送り出し国における一定の研修の修了などです。

3つ目は、必要最低限の日本語能力といったものが必要になるのではないかとございまして。

3番目に、もう一つ、前回から出ておりました、農業分野への外国人労働力の受け入れについて、農業分野における国内の労働需給の見通しなり、外国人労働力の受け入れに伴う賃金労働市場への影響等とございまして。

これも先生方は御案内のとおり、昨年3月に食料・農業・農村基本計画を策定いたしました。その中の構造展望の中で、我が国において現在と同程度の農業生産を維持するのに

必要な農業就業者数を少なくとも約90万人と試算してございます。ただ、これまでの傾向のまま行きますと、10年後には60代以下の農業就業者の方々は90万を割るという見通しでございます。

我々は、青年就農給付金等々、今の青年就農者、現在の2倍程度に増加をさせることを目指していろいろと対策を講じております。90万人以上を確保するというので、現在、一生懸命やっておりますが、実際のところ、計画どおりに新規就農が進んでいるかというところ、まだそういう状況にはなってございません。

こういったこともあって、我が国の農業生産を維持する上で、外国人の活用を真剣に検討することが必要な状況ではないかと認識をしております。

こういった状況なので、外国人人材の受け入れに伴う国内における賃金ですとか、労働市場への影響については、極めて限定的な状況ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、法務省さん、お願いします。

○根岸室長 いつもお世話になっております。法務省入国管理局の根岸でございます。

今、農水省さんから農水省さんの見解があって、我々はいつも新規の受け入れの御提案のときに、まず、業所管庁のニーズがあって効果があるのかということがないと、議論の出発がなかなかできないということを申し上げていて、今回は農水省さんからこういうニーズがあるのだということがありましたので、議論の俎上には載せられるだろうと捉えています。

ただ、お手元にあります指摘事項への回答のところを書いてございますけれども、まずは御指摘が2つに分かれていて、専門的な労働者としてどうなのかということについて、先ほど農水省さんの回答で、冒頭でこういう専門性があるということの御説明があって、前回も若干申し上げましたが、我々は、農業も含め、大体の仕事において全くの単純な仕事はそうないと思っております、一定の専門性はどこの分野でもあるのでしょうか。その中で、農作業においても一定の専門性はある。先ほど農水省さんの御説明の中で、研修で行って見たけれども、やはり急に来た人がやったものと経験を積んだ人がやるものでは当然違うでしょう。

ちなみに私は専業農家で育ちましたが、いろいろな農業関係のしかるべきところに就職された方が体験として来られたりしました。高校生であった私が、その方々が作業したものを後で直していました。その程度の経験であっても当然違うわけなので、一定の専門性があることは十分にわかっているつもりですけれども、専門的とか技術的という言葉自身が一般用語としてもあるのでちょっとややこしいのですが、専門的・技術的分野と今の受け入れ制度で言っている、基本政策の考えで言っているものは、基本的には大卒程度の技術・知識、そういう学問的・体系的なものを必要とする仕事、業務と捉えておりますので、そう考えますと、農作業について、全くの単純労働とは当然申し上げないのですけれども、

農作業全体として、専門的・技術的分野とまで評価することはなかなか難しいのではないかと考えております。

ただ、前回、若干珍しい例ですけれども、農業の分野の中においても、業という意味では、ほかの分野のいろいろな会社をやったりしているのと同じですので、農業の中には専門的・技術的分野と言える方が入る余地はあるでしょうし、ワインの醸造とかの例を前回も出したと思いますけれども、そういうところに入る余地は、これは現行制度でもあるのだらうと考えております。

それから、農業分野に外国人労働者を入れた場合の需給の見通しについて、農水省さんから今回はお示しがありまして、これ自身は、専門的な農水省さん自身がこのように需要を見通して、それに対して供給がこうなると言っているのですが、我々が余り細かいところまでとやかく言えるものではありませんけれども、これについても、新規就農が計画どおりに進んでいない理由ですとか、集約化、機械化等の合理化をどう見込んでいるのか。見込んだ上でこうだということかもしれませんけれども、あるいは、中高年層の活用の可能性ですとか、建設とか造船の分野で緊急措置を講じたときのような、需要の増大のような特別な理由があるのか。そういうところを踏まえて、さらに精査をしていく必要があるのだらうと考えております。

賃金とか労働市場への影響ですけれども、具体的にどう入れるのかということの詳細を詰めないと、本当にどんな影響があるのかということをはっきりは言えないのですけれども、ここはこの後に厚労省さんから補足をいただければと考えておりますが、いずれにしても、農業分野で働く日本人労働者の賃金等の労働条件ですとか、労働環境の改善に向けた動きを阻害するとか、新規就農にマイナスに働かないように、そこは十分に留意をしなければいけないでしょうし、本当にそういう受け入れができるのかということのポイントになるのだらうと考えております。

ほかの分野の話で、ここのワーキングで議論が出た際にも、賃金水準が、本当に受け入れの需給が逼迫していて、賃金が上昇している中であって入れていくということと、賃金だけではないのしょうけれども、労働条件が低いがゆえに人が確保できないという中で、足りないのだからニーズはあるでしょうということではまた違うでしょうし、この90万人の話にしても、90万人が必要かどうかのところは我々は何とも言いようがないのですけれども、生半可な知識で申しわけないですが、たしか過去5年くらいの趨勢をとって推計をされているはずで、割と若手の40代以下の方々が1万人くらいしか入っていないのだけれども、それが定着ベースで2万人くらいふえていけば何とか達成できるが、現状はそこまではいっていないというお話だったと思うのですけれども、そこも直近の数字だと、たしか2万を超えているとかという話もあったはずで、ほんの最近、去年のものとかはまだ出ていないでしょうけれども、一昨年ぐらいのペースで進んでいけばいけるのではないとか、新規就農も、自営の場合には、多くの方、たしか過半数以上が60代以上の方で新規就農と、いわば脱サラでもなくて、定年後に入るといった感じですね。そ

の方が多いのではないか。

一方で、雇用の形で農業に新規就農される方については、結構若い方のほうが、たしか40代以下だったか何だったか、はっきり覚えていないですけれども、そのくらいが9割ぐらいだったとか、まだ法人化されているところは少ないのだと思うのですけれども、何割か、ちょっと私は正確な数字は存じませんが、少ない中であってもそういうところには入ってくる状況がある中で、それでも足りないのだとすれば、それは労働条件などに問題があるのではないかという気もしなくもなく、その分野の賃金水準などが実際にどのくらいで、どういう傾向にあるのかというところを、最近、農水省さんもこういう方針になったので、我々もその辺の細かいところを、ここで全部を詰める必要はないと思うのですけれども、また別途、農水省さんにはいろいろと教えていただいて、十分に精査をして検討していかなければいけない課題だろうと思っています。

今までいろいろな基本政策自身の議論を置いて特例措置をとるというものが幾つかありますけれども、労働力不足対策という観点で入れるという形にしているのは、建設・造船の労働だけです。それについては、オリンピック・パラリンピックと復興需要という大きなものがあって、だからこそ恒常的なものではなくて、オリパラまでの時限的な措置、緊急で時限的という形で整理をしていて、総理の国会答弁などでも、量的な受け入れを図るようなものを行っているわけではないのだという言い方をされていますので、そういうものとの整合をどうとって説明をしていくのかというところが、整理をしないと、なかなか現状で、農水省さんが必要だと言ったので、はい、わかりましたとは簡単にいかないのだと思いますけれども、十分にまた相談をさせていただきたいと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省さん、お願いします。

○久知良課長 厚生労働省でございます。

私どもも、基本的には国内への影響がどうなのかという観点から検討に参加させていただくことになるかと思っております。そのときに、このペーパーにもありますように、外国人労働力を受け入れることが、国内の労働者の賃金、労働条件とか、労働環境の改善に向けた今の動きを阻害しないかといったこととか、日本人の新規就農にとってマイナスに働かないかという点が最も気になるところでございます。

大分前ですけれども、新聞記事などで農業のお話が出ているときに、ある地域で、あれは大潟村だったのかもしれませんが、その地域の農業の人はみんな所得の水準が高いので、若者が来て定着するという記事を見たことがございます。

だから、ある程度条件がよければ、若い人が国内からも来て定着をするという動きが、仮にできるのであれば、農水省さんの推計で、90万が必要で、この傾向のまま10年後に60代以下の就業者が90万を割ると書かれているわけですが、10年間という、政策的な効果による幅、不確定性がかなりあるのかなと思っております。一定程度の生産性が上がって、賃金が上がって、そこに若い人が来るという動きをどれくらいでき得るの

かという点も含めて、基本的には、これは農業だけではないですけれども、あらゆる分野の議論のときに言っておるのですが、国内の労働力の確保ということをやらず、その上でどうしてもそれで足りないことになって、次の段階の議論、外国人の議論があるのではないかということをおっしゃっていただいているわけですので、そういう意味で、今回は特に大潟村のこの前の提案書の中にも、最後は国際貢献ということも書いておりましたが、あれではなくて、要するに、人手が足りないので、農業の分野で労働力を入れてほしいという御提案だったと前回は伺ったかと思っておりますので、そういうことになってくると、足りないで人を入れるという理屈は、ある意味であらゆる分野にも影響してくることですので、人手不足だから人を入れるということでもって検討することになるのだとすれば、まさに法務省さんもおっしゃったような、いろいろな観点からしっかりと議論をしないとイケないのではないかと考えているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

本間先生。

○本間委員 御説明をありがとうございます。

先日、大潟村に視察及び現地でのヒアリングを行いまして、この件についても相当いろいろな意見交換をしてきました。

初期の提案では、人手不足だから入れてほしいというニュアンスが強かったのですけれども、話をしていくうちに、専門的な知識を持った労働者という位置づけであり、一般的なことを言えば、単純労働がたとえ必要だとしても、それがすぐさま通るような話ではないので、むしろ、専門的な知識を持った外国人労働者を入れる方向で、もっとスペシファイした形の要求であり、提案であると理解しました。我々、提案に対して検討する側としても、単純労働だということであれば、門前払いというのが現実だと思うのです。

ただ、実態として人手が不足しているのだから開放してほしいというのは、素直な感想ではあるのですけれども、その人手不足を補うという観点だけではなくて、これからの日本の農業あるいは大潟村の今後の農業を考えていく場合に、外国人の知識あるいは技術を受け入れて、その中でコラボしていくことが必要なのだということで、非常にお互いの理解が深まったと、個人的には思っております。

したがって、この段階での提案はああいう形ですけれども、今後、検討していくものとしては、専門知識あるいは技術を持った外国人を入れていく形の検討にシフトしていくのだと思います。

ですから、まさに今日、農水省さんに御検討いただいたような形で、いかに専門性を確保するのかということが今後の課題となっていくと思うのですけれども、農水省さんちょっと質問ですが、この検討の過程の中で、専門性だとか技術といったものを特定の作物に限定していくのかどうか。今の研修制度のように作物別になると、研修ではなくて技術を持った人たちを受け入れるということになって、例えば、米の技術を持っていても、

米は通年で雇用できないことになる。実際に、今の研修制度でも稲作は入っていないわけです。

○北川専門官 2号の職種としては定められていないですけども、1号の中に入っているかどうかまでは。1号は作物を問わないのです。

○本間委員 わかりました。

そのあたりの技術的な範囲のところをどうするかという検討について、お伺いできればということです。

法務省さんのところは、農家の経営者自身が大学を出ている人はそう多くない。農業高校を出て、そこで経営のノウハウも含めてきちんと習得していくということがありますので、原則と書いてありますけれども、大卒程度のものを求めるということではなくて、むしろ専門技術のレベルに着目していただきたいということです。学歴等、一般的な知識、それは必要だとは認めますけれども、単に大卒という形の線引きではない形で御検討いただければと思っております。

2万人が入ってきているのではないかというお話ですけども、その多くは定年帰農といえますか、要するに、定年後、65歳を超えて実家に戻ったり地元に戻ったりしているというのが実態で、いわゆる新卒でいうと、2、3千人かそこら程度でしか入っていないわけです。

数字的には、数万人の新規参入者がいますが、相当に年々の変化があるのですけれども、その多くが担い手として、あるいは、今後の日本の農業を支えていく新規参入者であるとは我々は見えておりません。

ですから、そこは区別して、むしろ新卒者の推移あたりを見て、なかなかふえないことにむしろ危機感を持っているわけです。その場合も、新規就農にとってマイナスかどうかということですが、そういう外国人労働者のような技術的助っ人がないと、むしろ新規参入が減っていくという懸念もあるわけです。

1人ではやれない。家族だけでもやれない。やはり技術者をもって、野菜だとか、畜産もそうですけれども、そうした人たちと一緒にやっていかないと、新規参入はやはりできない。

外国人労働者の助っ人があって初めて経営できるという面もありますので、そのあたりは農水省さんと法務省さんですり合わせをしながら、実態と必要性についての共通の認識を持っていただけるとありがたいなという気がしています。

○八田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○藤原次長 まさに本間先生以下4人のワーキンググループの先生方に視察に行っていたいて、今、先生からお話がありましたけれども、私どもは、幾つか新しい点、特に2点ですが、そのときに感じたものがございまして、1つが、今、おっしゃっていただいた、労働力不足だから云々という話よりは、むしろ質の議論であったということでした。

農協の方とか、生産者の方も一緒にヒアリングをさせていただいたのですけれども、実際にベトナム人などを念頭に、日本人と同じ賃金水準でぜひ雇用したいというお話まで明確にございまして、逆に単純労働の世界では一切なかったということが、よくわかった点でございました。

そういう意味では、専門性、質の議論がポイントでありました。

もう一点は、今、お話があった技能実習がとにかく当てはまらないというお話でした。米の技能実習のメニューが中に入らない、あるいは、不十分ということで、技能実習は秋田県全体でも今まで受け入れていたのが本当に数名らしいのですけれども、やはり制度的な限界があって、1人はスペックに合わなくてお帰りになってしまっている。

農業は忙しいときとそうではないときがかなりはっきりしているので、きちんとした就業の形をとって、いろいろな作物に応用できるような形で受け入れられたら一番いいというお話がありましたので、まさに質の意味でも、そういった機能の意味でも、技能実習に取ってかわるような新しい就業制度がとにかく必要なのだというお話があったということで、本間先生、そんな感じでしたね。

○本間委員 はい。

○藤原次長 一応、補足をさせていただきます。

○八田座長 いいですか。

○原委員 この農水省さんの方針で進めていただいたらよろしいのではないかと思いますけれども、今、伺った範囲で言うと、大潟村さんが御提案されていることと農水省さんが考えられていることは、基本的に同じ方向を向いていて、人手不足で単純労働を入れたいということではなくて、専門性のある農業人材を入れたい。

これは、法務省さんのこれまでの議論、枠組み等の整理でいうと、技能や技術という分野で、これまでいろいろな分野で入れられてきたような人たち、外国人材を受け入れるということと、基本的には同じ整理で入れていくということだろうと思います。

この単純労働か専門的知識なのかということについて、農業だと専門性はないのではないかと先ほどおっしゃったように思いましたけれども、少なくともこれまで外国人材として受け入れてきている、在留資格を整理してきている中でいうと、直近のものでいうと、外国人家事支援人材などと比べたときに、専門性が低いのかというのはむしろまったくわからないということではないかと思うのです。

なので、この方向でぜひ進めていただけるとよろしいのではないのでしょうか。

○八田座長 1つコメントをすると、この技能実習というものが、少なくとも農業で行われているものが制度としてうまくいっていないことは多くの人が認めているし、私が見た範囲では相当にうまくいっていない。

そうすると、技能実習は国際貢献という側面があると思うのですが、これの組み直しも農水省さんとしては考えていらっしゃるのだと思うのですが、その組み直しの、一種の実験的な、先駆的な場所とみなすことも可能ではないかと思うのです。

要するに、今、いろいろと議論が出てきたけれども、専門性のあるものだと位置づけてしまうというのも一つだし、農水省さんのおっしゃるような、足りないのだからというのも一つはあるし、これが専門性かどうかは知らないけれども、実際にベトナムや何かの経験を持った人、向こうで知識を持った人に来てもらおうと、こっちも役に立つといういろいろな見方がある。

しかし、それとはまた別に、国際貢献という技能実習の制度がうまくいっていないから、これをちゃんと実を持たせるようにしようという立場もあり得るのではないかと思います。

だから、いろいろな方向の検討が可能ではないかと思いますが、実質的に、改革の実験場として活用するということがいいのではないかと思いますけれどもね。

よろしいですか。

○藤原次長 1点だけ、すみません。

私どもも頭の体操をいろいろとさせていただく中で、今、原先生がおっしゃったような家事支援人材の、これももうすぐ始まりますけれども、一つのスキームが参考になると思います。それとの比較で言ったときに、これは実態的に農水省さんにむしろお聞きしたいのですけれども、今ある技能実習生、要するに、修了した人を対象にするという、むしろ即戦力としてはそういう議論もないことはないと思うのですが、大潟村などの話をいろいろと聞いていると、そういったことよりは、むしろ、実態のニーズは、今、先生方がおっしゃっているような、海外で相当の知見を積んだ方々、そもそもの専門家みたいな方を呼んでくるというほうかなという感じもするのですけれども、そのあたり、農水省さんは、要するに、日本の農業に助っ人で来ていただく人の人物像といいますか、一番欲しい人材はどんな感じなのか、ちょっとお聞きできるとありがたいのですけれども。

○渡辺課長 いろいろと御意見をいただきまして、このペーパーにも示したとおり、これはまさに外国人家事支援人材が参考になるかなと思って、ここの3つの要件というのですかね、こういうものを満たした方であればいいのかなという感じで、今のイメージとしては持っております。

ほかの先生方からもいろいろとお話が出ましたけれども、我々も、法務省さんなり、厚労省さんなり、制度の中身についてはいろいろと教えていただきながらでないといけないところもあると思っておりますが、八田先生が言われたとおり、先日も申し上げたとおり、今の技能実習制度は、農業の中では、冬場に雪が積もるところは作業ができないとか、現場からは、使いづらいという声は確かにいろいろと聞いております。

先日も申し上げたとおり、今までは、東北全体がそういう傾向にあるかもしれませんが、特に秋田県は米に偏重してしまっていて、大潟村は私も行ってきましたけれども、本当に大規模なところで、あそこは集積も集約化もかなりできているところで、1カ所、そこに行けばいいというところではあって、まさに一面米地帯ということですが、秋田県全体で、別のところにも関係しますけれども、農地中間管理機構ということで、農地の集積、集約化を進めていこうということで、今、5割くらいなのです。初年度はちょっと伸びて50%を

超えましたけれども、それを8割にしていこうということで、伸びたのですけれども、まだまだそこは各県でペースを上げていかなければいけないと思います。

この秋田県も一生懸命そういった取り組みもしていただいておりますけれども、秋田県全体でも、米偏重からの脱却ということで、今のままではいけないという認識は持たれていると思います。

だから、中間管理機構を活用して、園芸メガ団地をいっしょにうまく活用して作ったり、いろいろなこと、いろいろな品目を模索されていると思うので、そのあたりはもうちょっと研究をしていかなければいけないのですけれども、本間先生からも言われたように、どんなニーズがあるのかもありますけれども、基本はやはり八田先生が言われたみたいに、農業の現場の話の話を聞くと、今の技能実習だとなかなか使い勝手が悪いという声は確かにあるので、こういう特区みたいな制度をうまく活用していければいいなという発想で、今回も提案をさせていただいたところでございます。

○八田座長 使い勝手が悪いこともだけれども、そもそもあんなことをしていいのかという視点も1つはありますね。だから、少なくともそれを改善するという目的はあるのではないかな。

それから、いろいろと特例を設けるときに、先ほど建設労働者の場合について、一次的に賃金上昇があるのだからという理由ですが、外国人家事支援のときも、理由としては、これはまた建設とは別で、外国人のビジネスマンが来やすい環境をつくらうという非常に特別な理由があって、その政策目的でやったということはあると思うのです。

だから、そのいろいろな基準を参考にされるのはいいと思うけれども、これは専門性を持った人を呼んでくるのか、それとも、先ほどの技能実習の近代化をやるのか、そこら辺はどちらかに決められたほうがよい。この家事支援の要件を参考にするのはいいけれども、これの延長ではないだろうと思います。

○藤原次長 今のお話にリンクするのですけれども、実務経験が相当あるという中で、これは必ずしも技能実習である必要はないと我々は解釈しているのですけれども、むしろ先生がおっしゃったような技能実習に取ってかわるといえるのか、より高度な、むしろニーズに対応できない部分は新しい制度に取ってかわるといえる方向でよろしいかどうか、農水省さんに再度確認をさせていただければと思っております。

○本間委員 あと、特区でやるということの意義といいますか、さまざまな問題は出てくると思うので、実験という正しい言葉かどうかわかりませんが、大潟村で、米だけではなくて、まさにおっしゃったように、複合経営も進めていきたいのだという話がありました。その中で、野菜等々の導入で外国人の技能と知識が必要だという話をされていきましたので、日本全体で規制緩和という形でやる場合とは違うと思うのです。

ですから、いろいろと大潟村でやってみて、不具合、不都合があったら、それはまた修正していくというステップとして捉えて、ぜひ進めていただければと思っております。

○八田座長 それでは、いろいろな検討すべき点もあると思いますので、よろしく御検討

いただきたいと思います。どうもありがとうございました。